令和７年度　愛川町多言語版生活ガイドブック作成業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要綱

１．目的

外国籍住民が増える中で、外国籍住民が日本の行政サービスや生活習慣に慣れることは大きな課題がある。

これまで本町では、外国籍住民に向けて、様々な案内を行ってきたが、今回、網羅的な多言語の生活ガイドブックを作成することにより、より安心して暮らせる環境を構築することを目的とする。

1. 業務の概要

（１）業務名称

令和７年度　愛川町多言語版生活ガイドブック作成業務委託

（２）業務内容

別紙「令和７年度愛川町多言語版生活ガイドブック作成業務仕様書」のとおり

1. 履行期間

契約締結の日から令和８年２月２７日まで

（４）提案限度額（上限額）

２，９７０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３．応募資格

　　参加申込書の受付時点において、次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者。

（２）愛川町指名停止等措置要綱による指名停止を受けている者。

（３）法人等（法人又は団体をいう。）が、愛川町暴力団排除条例（平成２３年愛川町条例第１６号）第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められた者でないこと。

（４）会社法（平成１７年法律第８６号）第５１１条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。

（５）破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条による破産の申立て（同法附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正１１年法律第７１号）第１３２条又は第１３３条による破産の申立てを含む。）がなされている者。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号)第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。

（７）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。

1. 直近３事業年度の法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している者。
2. 参加申込みにおいて、提出された書類の記載事項に虚偽がある者。

４．募集スケジュール

本事業の募集スケジュールは下記の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 予定時期 |
| 公募開始日 | 令和７年４月１０日（木） |
| 参加申込書の提出期限 | 令和７年４月２３日（水）午後５時  （郵送での提出の場合も同様の期限とする。） |
| 実施要領等に関する質問の受付・締切り | 令和７年４月３０日（水）午後５時 |
| 実施要領等に関する質問への回答 | 令和７年５月７日（水） |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和７年５月１９日（月）午後５時  （郵送での提出の場合も同様の期限とする。） |
| プレゼンテーション審査 | 令和７年５月２８日（水）予定 |
| 優先交渉権者（及び次点者）の決定 | 令和７年６月６日（金）予定 |
| 契約締結 | 令和７年６月中旬 |

1. プロポーザルへの参加申込み

　本プロポーザルの参加申し込みの方法は、次のとおりとする。

　（１） 提出書類：①参加申込書（第１号様式）

　　　　　　　　 　②業務実績調書（任意様式）

直接受注した業務として、過去５年間以内に本業務と同趣旨の業務に関する実績及び履行実績を証明する書類（契約書等）を提示すること。

　　　　　　　　 　③暴力団排除に関する照会承諾書（第２号様式）

　　　　　　　　 　④会社の商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し

（発行日から３ヶ月以内のもの。写し可。）

　　　　　　　　 　⑤納税証明書（写し可）

（所轄税務署発行のもので、発行日付は申請日より２ヶ月以内のもの。）

愛川町競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、上記③～⑤の提出は不要。

1. 提出期限：令和７年４月２３日（水）午後５時

（郵送での提出の場合も同様の期限とし、窓口に持参する場合の受付可能時間帯は、開庁日の午前９時から午後５時までとする。）

1. 提出方法：所定の書類をそろえて提出すること。（郵送可）

（４）提出場所：〒243-0392　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１

愛川町役場 総務部 住民協働課

　（５） その他：参加申し込み後に、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

1. 質問及び回答

　プロポーザルの参加者は、実施要領等について、質問があるときは、質問書（第２号様式）を提出すること。

1. 質問書提出期限：令和７年４月３０日（水）午後５時
2. 質問書提出方法：・質問書（第３号様式）に質問内容を具体的に記入のうえ、電

　　　　　　　　　子メールにより提出すること。

　　　　　　　　・電子メールの件名は「令和７年度　愛川町多言語版生活ガイ

ドブック作成業務委託に係る質問の件」とすること。

　　　　　　　　　　　　 ・質問受付用メールアドレスは次のとおり。

　　　　　　　　　　　　　[Eメール][kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp](mailto:kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp)

※電話で着信確認を行うこと。

　　　　　　　　　　　　　（開庁日の午前９時から午後５時まで）

　　　　　　　　　　　　　※所定様式による上記メール送信以外、質問は受け付けない。

　　　　　　　　　　　　　・提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者

からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及

び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。

1. 質問書に対する回答：令和７年５月７日（水）（予定）に全ての参加者に電子メー

ルで回答する。

1. 企画提案書等の提出

参加者は、本要綱及び企画提案書作成要領に従って、企画提案書（第４号様式）及び見積書（第５号様式）を提出すること。

1. 企画提案書等提出期限：令和７年５月１９日（月）午後５時

（郵送での提出の場合も同様の期限とし、窓口に持参する場合の受付可能時間帯は、開庁日の午前９時から午後５時までとする。）

1. 企画提案書等の提出部数：正本１部、写し３部
2. 提出場所： 〒243-0392　神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１

愛川町役場 総務部 住民協働課

1. 注意事項：・企画提案書及び見積書は、１者につき１提案に限る。

・正本にのみ社名（提案者名）を記載し、見積書には押印（契約時に

　使用する印鑑）をすること。

・副本は、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。（押印不要）

・原則すべての書類をＡ４サイズ規格での作成とする。ただし、やむ　を得ない場合はＡ３サイズ折りたたみでも可とする。

８　参加に際しての注意事項

（１）無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効になります。

　　　①　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

　　　②　提案限度額を越えた見積額を提示した場合

（２）著作権・特許権等

　　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

（３）複数提案の禁止

　　複数の提案書の提出はできません。

（４）提出書類変更の禁止

　　提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

　　（軽微なものは除く）

（５）返却等

　　提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（６）費用負担

　　提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

（７）その他

　　参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

９．受託事業者の選定及び評価方法

（１）選定方法

町職員で構成する審査委員会にて提案書等の審査・評価を行う。

審査にあたっては、審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等が最も優れた企画を提案した者を契約予定事業者として選定します。

（２）プレゼンテーション審査

　　① 実施日：令和７年５月２８日（水）予定

　　② 実施時間：別途通知します。

　　③ 実施場所：別途通知します。

　　④ プレゼンテーションの所要時間（１提案者あたり）

　　　プレゼンテーション ２０分以内

　　　審査委員からの質疑 １０分程度

　　⑤ 注意事項

　　　・実施日時及び各参加者の開始時間は、後日通知します。

　　　・プレゼンテーション参加人数は、１提案者あたり３名までとします。

・プレゼンテーション時に、愛川町所有のプロジェクター、スクリーン、接続用Ｈ

ＤＭＩケーブル、電源用コードリールを使用可能であるので、使用希望の場合は事前に連絡すること。なお、それ以外の機器（パソコン等）は応募者が自身で用意すること。

・審査当日に資料を追加配布することはできませんので、提案書等書類の受付期間内

に提出した書類のみで、プレゼンテーションを実施してください。なお、提案内容審査書類とは別にパワーポイント等でプレゼンテーション資料を作成する場合には、当該資料を紙に印刷したものを、令和７年５月２１日（水）午後５時までに提出すること（提案内容審査書類の提出後でも可）。

・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の提案を傍聴することはできません。

　　 ・指定時間に５分以上遅れた場合は、審査対象としません。

　　 ・指定時間に遅刻（５分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、

プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

（３）審査項目及び評価内容

　　別表のとおり

（４）優先交渉権者の決定

　　上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により

審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を優先交渉権者とします。

　　最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者と

します。

　　応募者が１者のみの場合、審査結果において基準点（７０点）を満たすときは、当該応募者を優先交渉権者とします。

（５）審査結果の通知及び公表

　　審査結果は、プレゼンテーション審査終了後、優先交渉権者が決定してから、すみやかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を愛川町ホームページにて公表します。

　　① 優先交渉権者の名称及び評価点

　　② 次点以下の評価点（提案者名の併記はいたしません。）

１０．契約について

プレゼンテーション審査で選定された優先交渉権者を受注候補者とし、条件等を協議の上、仕様を確定し、契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは受注候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

１１.業務の適正な実施に関する事項

（１）業務の一括再委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせることはできません。

（２）個人情報保護

事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、

漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（３）守秘義務

事業を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。業務の完了後又は契約解除後においても同様とする。

１２．その他

（１）企画提案書等の提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等の提出書類の使用及び複製の作成を無償でできるものとする。

（２）提案事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（３）提案事業者は、競争を制限する目的で他の提案事業者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

（４）提案事業者は、委託予定事業者の選定前に、他の提案事業者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

（５）提案事業者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該提案事業者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別　表

審査項目及び評価内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務遂行能力に関する項目 | 業務の背景・目的に対する理解があり、取組方針は本町のニーズにあっているか。（コンセプト） | ５点 |
| 業務に対する専門性及び類似業務の実績があるか。（実績） | １０点 |
| 業務体制及びスケジュールは適切な提案がされているか。（体制・スケジュール） | １０点 |
| 企画提案内容に関する項目 | 外国籍住民にとって最適なページ構成や原稿作成が提案されているか。（ページ構成・原稿作成） | ２５点 |
| イラストや図表などを活用し、外国籍住民にとって、分かりやすく、見やすいデザインとなっているか。（デザイン） | ２０点 |
| 独自の提案はあるか。ある場合、本町に有益なものか。 | ２０点 |
| 価　格 | 見積額 | １０点 |
| 合　　　　計 | | １００点 |